

商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1」およびNo.143「靴・履物 Version1」 革材料に関する認定基準の軽微な改定について

○改定の経緯

標題の認定基準において設定している革材料に関する基準は、特定動物種の食肉の副産物であることのほか、臭気、ホルムアルデヒド、重金属7物質、PCP、染料、染色堅牢度など化学物質に関する検査を要求している。これらのうち化学物質に関する基準は、日本皮革技術協会が策定し、日本皮革産業連合会が本年8月より認定事業（以下、JESラベルと略す）を開始した「日本エコレザー基準」（以下、JESラベルと略す）を参照している。

今般、参照元であるJESラベル「日本エコレザー基準」において、重金属7物質のうち鉛について基準値が改定されたため、整合を図ることとしたい。なお、改定は乳幼児用の基準値0.2mgが国内の分析機器で測定できない（検出限界以下）ことが判明したため、測定可能な数値に改められたものである^{注)}。また、「使用が禁止される染料リスト」はエコマーク基準に整合する形で「日本エコレザー基準」にも取り入れられているが、そのうち一つの染料について、皮革には使用されない染料が記載されていたためリストより削除する。

また、対象とする革の範囲についても、エコマークで基準を取り入れた当初は銀面革のみであったが、現在、日本エコレザー基準では床革も対象としているため、エコマークにおいても床革を追加する。

さらに、上記化学物質に関する試験は、同一処方（同一工程、使用薬品）ごとに行うが、同一処方であって色の違いがある場合の試験区分の運用についても規定する。

さらに、エコマーク申請時点でJESラベルの認証を受けている革材料については、エコマーク基準も満足していることとなるので、JESラベル認証を基準適合の証明として扱うことができるよう明記する。

注) これまでのエコマークの認定実績では、乳幼児用の区分での申込がこれまでなかったため基準の不備が表面化していなかった。なお、現状、国内で革溶出試験を行えるのは4機関（支部ごとの実施可否は不明）である。

○改定箇所(抜粋)

No.101「かばん・スーツケース Version1」（No.143「靴・履物 Version1」の該当箇所についても同様に改定する）

3. 用語の定義

革	生体皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣しが行われたもので、表面仕上げ膜厚が0.15mm（150μm）
---	---

	<u>を越えないもの銀付き革（毛付き革を含む）および床革をいう。</u>
<u>銀付き革</u>	<u>銀付き面を有する革であって、皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。</u>
<u>床革</u>	<u>革を層状に分割したときに生ずる肉面側の残革を再利用した革であって、革繊維構造を損なって（粉碎などして）おらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。</u>

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、(社)日本皮革産業連合会が運営するJESラベルの認定を受けた革材料は、該当する基準項目のうち4-1.(1)~(7)の証明方法は、JESラベルの認定証の写しなどを提出することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(X) 製品に使用する革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表2の基準値に適合すること。

表2 重金属の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.28mg/kg以下	0.8mg/kg以下	2000/53/EC*2 DIN38406
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	2000/53/EC DIN38406
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	2000/53/EC DIN38406
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	67/548/EEC*3 ISO105E04 DIN38406
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	67/548/EEC ISO105E04 DIN38406
六価クロム	検出しないこと	検出しないこと	2000/53/EC DIN54020 DIN53314 IULTCS-IUC18
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	ISO105E04 DIN38406 JIS K 6550

*2…使用済み自動車（ELV）に関する2000年9月18日付欧州議会・理事会指令2000/53/EC

*3…危険な物質の分類等に関する理事会指令67/548/EEC

【証明方法】

革材料からの重金属の溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。
なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色材に関する鉛、カドミウム、コバルト、クロムについては色ごとに試験を行うものとする。

(X) 製品に使用する革材料は、別表2に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

革材料に使用する染料について、製革業者が発行する染色証明書を添付すること。

別表 2 ② 発癌性染料 ~~65~~ 種

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex

(X) 製品に使用する革材料の染色堅ろう度は、表4に定める革材料の仕上げ種類および色濃度ごとの基準値に適合すること。

表4 染色堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4級	2-3級	ISO11640
ナチュラル仕上げ淡色革	3-4級	2-3級	
ナチュラル仕上げ濃色革	2-3級	2級	

【証明方法】

革材料の染色堅ろう度について、第三者機関による試験結果を提出すること。
なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色ごとに試験を行うものとする。

3. 改定日 2010年4月20日

以上